

# 2011

## ミニレポート



信頼と安心を、  
明日の力へ。



### お問い合わせ先

名称	電話番号	受付時間
事業資金相談専用ダイヤル	行こうよ！公庫 0120-154-505 (注1)	月～金：9時～18時 (注2) ※土、日、祝日、年末年始はご利用いただけません。
教育ローンコールセンター	ハローコール ナビダイヤル 0570-008656 (注3)	月～金：9時～21時 土曜日：9時～17時 ※日、祝日、年末年始はご利用いただけません。

(注1) フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、事業ローンコールセンター(03)3345-4649、こくきんビジネスサポートプラザ名古屋(052)563-4649または、こくきんビジネスサポートプラザ大阪(06)6315-4649におかけ直しください。

(注2) 東日本大震災により被害を受けたみなさまからのご相談をお受けする休日電話相談については、日本公庫ホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)をご確認ください。

(注3) ナビダイヤルをご利用いただけない場合は、(03)5321-8656におかけ直しください。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

# 日本公庫 国民生活事業は 地域のみなさまをサポートします

## ■ 「小企業金融の担い手」です。～小企業の元気、地域の元気～

事業資金の融資先数は  
**104万企業**の内に  
小口融資が主体です。

融資先の約9割が  
従業者9人以下の小企業で、  
約半数が個人企業です。

約8割が  
無担保融資です。

また、第三者の方の保証に  
頼らない融資は7割を超えてます。

### ▼融資先企業数および1企業あたりの平均融資残高

(平成23年2月末、事業資金(直接貸))

	当事業	信用金庫計 (272金庫)	国内銀行計 (144行)
融資先企業数	104万企業	121万企業	224万企業
1企業あたりの 平均融資残高	626万円	3,477万円	7,959万円

(注)1 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等です。  
2 信用金庫計および国内銀行計は平成21年度末のものです。

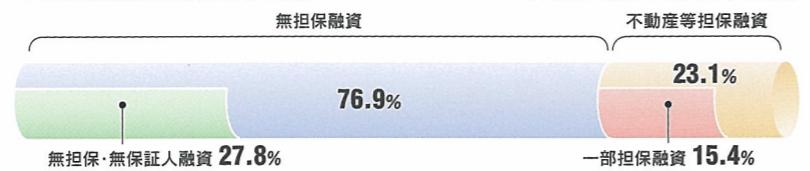
### ▼従業者規模別融資構成比(件数)

(平成22年度、事業資金(直接貸))



### ▼担保別融資構成比(件数)

(平成22年度、事業資金(直接貸))



(注)一部担保融資とは、不動産等担保が融資額に満たない場合をいいます。

## ■ 創業・再チャレンジ・第二創業をお考えのみなさまへ ～あなたの創業を応援します～

● 創業前および創業後間もない方、創業に再チャレンジする方、新たな事業活動にチャレンジする方(「第二創業」を図る方)を積極的に支援しています。

● 平成22年度の創業前および創業後1年以内の企業に対する融資実績は、18,125企業となりました。これにより、年間8万人の雇用が創出された(注)と考えられます。

(注)当公庫「新規開業実態調査」(2010年度)による創業時点での平均従業者数4.4人から算出

創業後5年以内の  
融資実績

**46,105企業**

そのうち、創業前および  
創業後1年以内の  
融資実績  
**18,125企業**

再チャレンジ支援の  
融資実績  
**611件**

第二創業支援の  
融資実績  
**2,207件**

### 公庫融資による呼び水効果



(注)融資実績はいずれも平成22年度の実績です。

## 「ソーシャルビジネス」を積極的に支援しています。

地域の社会的課題の解決に取り組み、安定的かつ継続的な雇用も創出する「ソーシャルビジネス(NPO法人等)」(注)を積極的に支援しています。

(注)「ソーシャルビジネス」とは、子育て支援、医療・福祉・介護等の問題や環境問題など、社会や地域を取り巻く課題を解決するために、ビジネスの手法を活用して継続的に事業活動を進めるものです。(経済産業省「ソーシャルビジネス55選」より抜粋)

### ▼NPO法人向け融資実績



## ■ セーフティネット機能の発揮 ～中小企業のみなさまの資金繰りを応援します～

### ◎ 経営環境や金融環境の変化などに対応

経営環境や金融環境の変化などにより資金繰りに影響を受けた小企業のみなさまへの融資実績は、平成22年度も依然として高い水準となりました。

### ▼セーフティネット貸付の融資実績



(注)1 当事業におけるセーフティネット貸付の融資件数の実績です。

2 ( )内は前年度比です。

### ◎ 特別相談窓口を設置し、小企業のみなさまのご相談に迅速に対応

地震、台風、豪雪などによる災害の発生、大型の企業倒産、口蹄疫の発生など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小企業のみなさまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

### ▼平成22年度に設置した主な特別相談窓口

	窓口名	設置年月
災害関連	・東日本大震災に関する特別相談窓口 ・霧島山(新燃岳)噴火に関する特別相談窓口	平成23年3月 平成23年2月
その他	・円高等対策特別相談窓口 ・口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口	平成22年9月 平成22年5月

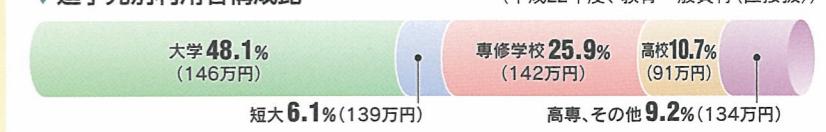
### ◎ 災害貸付を実施し、被害を受けた小企業のみなさまの復旧・復興を支援

- ・地震、台風、豪雪などによる災害時には、一般的の融資よりも返済期間や元金の据置期間が長いなど、返済条件が有利な災害貸付で、被害を受けた小企業のみなさまの復旧・復興を支援しています。
- ・このたびの東日本大震災では、「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、被害を受けたみなさまを支援しています(詳細は裏面をご覧ください)。

## ■ 「国教ローン」で入学・在学資金を必要とするみなさまへ ～お子さまの“未来”を応援します～

「国教ローン」は  
年間**12万件**の  
ご利用を  
いただいています。

### ▼進学先別利用者構成比



(注)( )内は1件あたりの平均融資額です。

### ▼「国教ローン」の制度概要

ご利用いただける方	ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者など(注)
ご 融 資 額	お子さま1人につき 300万円以内
ご 返 済 期 間	15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方は18年以内)
利 率	年2.85%(母子家庭の方は年2.45%) [平成23年5月10日現在]
対 象 と な る 学 校	高校、短大、大学、専修学校など
お 使 い み ち	学校納付金、受験にかかる費用、教科書代、パソコン購入費など

(注)ご利用いただける方には、扶養しているお子さまの人数に応じて世帯の年収(所得)に制限が設けられています。  
くわしくは日本公庫ホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)をご確認ください。

# 東日本大震災により被害を受けたみなさまへ

3月11日に発生した東日本大震災で被災されたみなさまに、心よりお見舞い申しあげます。

日本公庫では、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、ご融資やご返済に関するご相談に対応しています。

当事業には、震災から4月末まで、3万1千件(うち返済相談1万件)を超えるご相談をいたしております。また、「東日本大震災復興特別貸付」を創設し、被害を受けたみなさまの復旧・復興を支援していきます。

## ▼「東日本大震災復興特別貸付」(国民生活事業の取扱分)の概要

ご利用いただける方	震災または原発事故により直接被害を受けた方	間接被害を受けた方	その他震災の影響(計画停電、風評被害等)により、資金繰りに著しい支障をきたしている方または支障をきたすおそれのある方
お使いみち			
ご融資限度額			運転資金または設備資金
ご返済期間(据置期間)	6,000万円(各融資制度に上乗せ)	運転・設備15年以内(3年以内)	4,800万円(別枠)(注2)
利 率 (注1)	<3,000万円以内の部分> (当初3年間)基準利率 -1.4% (4年目以降)基準利率 -0.5% <3,000万円を超える部分> (全期間) 基準利率 -0.5%	<3,000万円以内の部分> (当初3年間) 基準利率 -0.9% (4年目以降) 基準利率 <3,000万円を超える部分> (全期間) 基準利率	①雇用維持要件に該当する方 基準利率 -0.2%(特利G) ②売上減少要件に該当する方 基準利率 -0.3%(特利N) 上記の①および②に該当する方 基準利率 -0.5%(特利R)
	上記以外の方は基準利率	上記以外の方は基準利率	上記以外の方は基準利率

(注1) 間接被害を受けた方で、売上減少等の要件に該当すれば、表示利率から最大0.5%引き下げ

(注2) 経営環境変化資金の残高を含みます(振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方は5,700万円(別枠))。

## ▼その他の制度拡充

### ◎経営改善貸付(マル経融資)・生活衛生改善貸付の拡充

被害証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針等に沿って事業を行う方  
<ご融資限度額の引き上げ>

現行 1,500万円 → 1,500万円+別枠1,000万円

<利率の引き下げ>

現行 基準利率-0.3% → (当初3年間) 基準利率-1.2%(別枠の1,000万円部分)  
(4年目以降) 基準利率-0.3%

### ◎教育貸付(国の教育ローン)の拡充

<年収(所得)制限の一部緩和>

被害証明書等を受けた場合、子供1人または2人世帯の年収(所得)上限額を引き上げ

<ご返済期間の延長>

現行 15年以内 → 被害証明書等を受けた方は、18年以内

<利率の引き下げ>

現行 2.85% → 被害証明書等を受けた方は、2.85%-0.4%(母子家庭の方は2.45%-0.4%)  
(平成23年5月10日現在)

※ ご相談は、全国152支店の窓口のほか、電話によるご相談(事業資金相談専用ダイヤル)も承っています。また、被災地において出張相談会等も実施しています。

※ 電話相談の受付時間や出張相談会の開催状況などについては、日本公庫ホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)をご確認ください。

## 国民生活事業 トピックス

### 中小企業会計関連融資制度 ~「中小企業の会計」を適用する方は、0.2%(年利)引き下げ~

#### ご利用いただける方

普通貸付または特別貸付をご利用される方で、「中小企業の会計」  
(注1)を適用する方(注2)

(注1)「中小企業の会計」とは、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会により、策定・公表された「中小企業の会計に関する指針」をいいます。  
(注2) 法人営業の方が対象となります。

#### ご融資額・ご返済期間

各融資制度に定める  
ご融資額・ご返済期間以内

### 振興事業促進支援融資制度 ~ 生活衛生同業組合等から事業計画等の確認を受けた方は、0.15%(年利)引き下げ~

#### ご利用いただける方

振興事業貸付をご利用される方で、生活衛生同業組合等から一定の会  
計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方

#### ご融資額・ご返済期間

振興事業貸付に定める  
ご融資額・ご返済期間以内

## お問い合わせ先

発行:2011年5月 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 事業運営部  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3  
TEL (03)3270-1389  
<http://www.jfc.go.jp/>

